

【インターネットで確定申告「e-Tax」のご利用について】

e-Tax（イータックス）とは、自宅やオフィスからインターネットを利用してできるパソコンで、確定申告等の手続きができるシステムです。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コナー」で、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額が自動計算され、所得税等の確定申告書が税務署に出かけることなく、自宅で簡単に作成することができます。確定申告書は、印刷して郵送等により提出できるほか、そのままe-Taxで送信することができます。

ご利用の際は、本人確認が必要のため、マイナンバー（個人番号）カードに組み込まれている「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」の取得や、カードを読み取るための「ICカードリーダライタ」をご自身でご用意していただく必要があります。

なお、マイナンバーカードを新たに取得される人は、交付申請が集中した場合、カードの作成に時間を要し、確定申告を行う期間に交付が受けられない場合がありますので、お早目にお手続きください。

また、平成31年1月から、e-Tax普及のための暫定的な対応として、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない人向けの「ID（利用者識別番号）・パスワード（暗証番号）方式」による利用

操作に関して詳しいことは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（0570-01-5901）までお問い合わせください。

詳しく述べては、e-Taxホームページを「」ご覧ください。（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）

【平成28年分以降の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です】
（住民税申告についても同様）

①令和3年分の申告書に、納税者のマイナンバーを記載して提出します。
②納税者のマイナンバー以外に、控除対象配偶者等や扶養親族、事業専従者が控除対象配偶者等や扶養親族、事業専従者のマイナンバーを確認してください。

③申告書を提出する際には、番号法に定める「番号確認」と「本人確認」のため、次いづれかの書類の添付が必要です。（e-Taxをご利用の場合、書類の添付は不要です。）
■納税者のマイナンバーカードの写し
■納税者の「通知カード」の写し（令和2年5月25日での廃止以降、記載情報と現況に相違がないものに限る。）又はマイナンバーが記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項

書の作成ができます。
更に、令和3年分確定申告（令和4年1月上旬～）からマイナンバーを利用した申告がさらに便利になります。
詳しくは、e-Taxホームページを「」ご覧ください。（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）

④確定申告書第三表、第四表、第五表や青色申告決算書、收支内訳書、各種計算明細書には「マイナンバー」欄は追加しないこととしています。
（1）令和3年分の所得税等の確定申告期間は、令和4年2月16日（水）から3月15日（火）です。
確定申告書等に係るマイナンバーの記載のポイントは、次のとおりです。

